

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

## 町民のみなさまへのお願い

一人ひとりの新型コロナウイルス感染症感染予防策が拡大防止につながります!!  
引き続き、感染予防にご協力をお願いします。

- 外出する際は、基本的な感染対策を実施しましょう。  
①「3つの密」の徹底的な回避 ②体調管理 ③マスク着用 ④手洗い・咳エチケット  
⑤人と人との距離確保
- 発熱などの症状がある場合は外出を控えましょう。  
病院に行く際は、事前連絡をした上で受診しましょう。
- 参加者やその連絡先が把握できない状態での大人数での会食や飲み会は避けましょう。  
飲食店などを利用する際は、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用しましょう。  
※「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」とは、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒、マスク着用をはじめとする従業員の健康管理といった感染防止策に積極的に取り組む店。
- 他の都道府県への移動する際は、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えましょう。
- 接触確認アプリを積極的にインストールする。  
県が今後導入する店舗QRコードも積極的に利用しましょう。
- 感染者・医療福祉関係者やその家族などを誹謗・中傷・差別しないようにしましょう。(健康推進課)

## 中小企業者などの固定資産税を減額します

- 償却資産・事業用家屋に係る令和3年度固定資産税の減額  
☑新型コロナウイルス感染症の影響により連続3ヶ月間の事業収入が、前年同時期と比較して30%以上減少した中小企業者・小規模事業者  
▷減額対象・償却資産・事業用家屋  
▷減額割合・2分の1または全額
- 生産性向上特別措置法に係る課税標準特例の拡充  
「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に係る固定資産税の特例について、事業用家屋および構築物が適用対象に追加されました。  
詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください。  
☎税務住民課☎820-5603

## 介護保険料の減免申請はお済みでしょうか

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など(事業、不動産、山林、給与)の減少が見込まれる第1号被保険者は、介護保険料が減免されます。  
減免申請が済んでいない人は高齢者支援課にて申請をお願いします。  
▷申請期間・令和3年3月31日まで  
申請方法などの詳細は、熊野町ホームページまたは高齢者支援課にお問い合わせください。



☎高齢者支援課☎820-5605

## 新生児特別定額給付金を支給します

- ☑次の要件のすべてを満たす子ども
- (1)申請時点で熊野町民である子ども
  - (2)4月28日～12月31日生まれの子ども
  - (3)4月27日において、熊野町に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録がある母親から生まれた子ども
- ☑上記の対象者の母親に申請書類を郵送または窓口で交付しますので、必要書類を添えて申請してください。  
▷必要書類・申請書、申請者の身分証明書の写し、受取口座が分かるものの写し、母子健康手帳の写し  
▷申込期限・令和3年3月1日(月)  
☎健康推進課☎820-5637

## 「国民年金」の変更届出と免除制度について

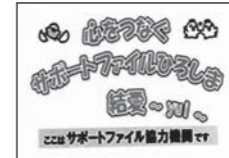
20歳以上60歳未満の人が勤務先を退職(失業)されたときは、厚生年金から国民年金への変更の届出が必要です。また、保険料を納めることが困難な場合、保険料の免除制度があります。  
申請方法などについては、税務住民課または広島南年金事務所にお問い合わせください。  
☎税務住民課☎820-5604 ☎855-0155  
☎税務住民課☎253-7710 ☎505-5122

## 9月は発達障害福祉月間です

町立図書館で発達障害に関する特別展示を行います  
発達障害に関する理解を深めるためのパネル展示や関連図書の紹介、町内の障害福祉サービス事業所の紹介コーナーなどを設けています。ぜひ、お越しください。  
☎8月26日(水)～9月11日(金)  
発達障害に関する相談を受け付けます  
☎9月10日(休)10:00～11:00、15:00～16:00  
※予約不要。相談無料。  
☎町立図書館  
☎社会福祉課☎820-5635

## 「サポートファイル」を配布します

障害のあるお子さんの保護者が、お子さんの日々の様子や病院、学校、福祉施設等で受けた支援内容を「記録・保管」し、関係機関に説明する際に活用する「サポートファイル」を配付しています。「サポートファイル」は、お子さんが乳幼児から成人するまでのライフステージを通して、成長過程や支援内容を記録するもので、関係機関に同じ説明を繰り返して行わなくても、ファイルの提示により正確な情報を伝達し、一貫した支援を受けられるようにするためのものです。



☑知的障害・発達障害などがあり支援が必要な人の保護者(療育手帳の有無は問いません)  
☎社会福祉課☎820-5635  
◀サポートファイルの提示にご協力いただける機能には、左のシールが入口などに貼ってあります。

# 国勢調査 いよいよはじまります!

5年に1度の『国勢調査』が全国一斉に行われます。国籍や年齢に関係なく10月1日現在、日本に住んでいるすべての人が対象です。みなさん必ず回答してください。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、調査書類の配布などではできる限り、みなさまと調査員が対面しない非接触の方法で行います。調査回答は、できる限り「インターネット」か「郵送」でお願いします。



- 9月14日(月) 調査員が、お宅を訪問し、調査書類を配布  
9月20日(日) ①インターホン越しに、調査の趣旨を説明し、重複や調査漏れを防ぐため、「代表者の氏名」と「男女別の世帯人数」をおたずねします。  
②調査書類は、郵便受け・ドアポストなどに入れて配布します。  
※調査員は、身分を証明するため「調査員証」と腕章を身につけています。



- 9月14日(月) インターネットでの回答  
10月7日(水) ①自宅に調査書類が届いたら、回答サイトにアクセスします。



- 10月1日(木) 紙の調査票での回答  
10月7日(水) ①自宅に調査書類が届いたら、『調査票の記入のしかた』を参考に『調査票』を記入します。  
②『調査票』を『郵送提出用封筒』に入れて郵便ポストに投函します。



調査員による調査票の回収を希望される人へ  
10月1日(木)から10月7日(水)の間に熊野町政策企画課(☎820-5658)までご連絡ください。